

熊本西環状道路遠隔監視システム操作用端末賃貸借
特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、熊本市が発注する「熊本西環状道路遠隔監視システム操作用端末賃貸借」（以下、「本契約」という。）に適用する。

第2条 調達目的

現在、熊本西環状道路の道路監視において、敷設済みの光ケーブルを通じて北区土木センターの監視操作端末から操作および閲覧を行っている。しかし、現行システムは外部からアクセスできないため、職員は北区土木センターに赴いて操作・確認を行う必要があり、道路の維持作業に時間を要するとともに、職員の負担が増大している。

これらの課題を解消するため、道路の環境維持や業務の停滞を発生させないことを目的に、熊本西環状道路の道路付属施設（道路情報板、監視カメラ、気象観測装置）の遠隔監視・操作を可能にするリモートデスクトップシステムを調達するものである。

第3条 設置場所

熊本市内一円

第4条 賃貸借期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日（5年間）

※本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約である。

第5条 調達内容

- (1) Remote Desktop Protocol システム（以下、RDP システム）の環境構築、設定、動作確認
- (2) RDP システムに必要となる機器及びソフトウェア、ライセンス等の調達
- (3) RDP システムの保守業務
- (4) 庁内 LAN 接続端末、持出し用端末及びモバイル回線及びMDM ソフトウェア、ウイルス対策ソフトウェアのライセンス等の調達
- (5) その他運用に必要な業務

第6条 各種要件

- (1) 導入要件

① 導入スケジュール

令和 8 年 4～5 月に本番稼働するものとし、次のスケジュールを想定している。
また、受注者が本契約で構築する環境を庁内 LAN ネットワークへ接続する際又はシステムにおけるネットワークに関する検証を行う際には、発注者が別途契約している庁内 LAN 保守事業者と密に連携し、既存庁内 LAN 環境への影響がないようにすること。

ア 契約締結

令和 8 年 4 月ごろ

イ システム設計・システムテスト・運用テスト

契約締結日から令和 8 年 4 月末まで

ウ 導入

イ完了後速やかに導入する

② 導入・作業要件

本契約における要件を含めた構築、設定、導入、テスト等の作業を行うとともに、本運用開始後の運用保守を含めたすべての物品及び作業について、本契約に含めること。

(2) 機能要件

① 共通要件

ア 保守期間中は本契約で導入するすべての機器及びソフトウェアにおいてメーカー等のサポート・保守が利用できる状態とすること。また、更新が必要となるライセンス等の費用及び更新作業は本契約に含めること。

なお、構築期間中に発生した機器障害等については、保守期間と同等の保守を実施すること。

イ 本契約で導入するすべての機器及びソフトウェアにおける受付及び対応を実施し、障害発生時には、障害の復旧まで受注者が責任を持って誠意ある対応を行うこと。

ウ 全ての作業において、発注者の承諾を得た上で作業を行うこと。

エ 作業に際しては発注者の通常業務、既存システム等に影響を与える恐れがあるか十分に調査を行うこと。また、影響がある場合は、事前にリスク等を明らかにし発注者と協議のうえ、発注者の指示に従い責任をもって対応すること。

② RDP システム要件

ア Microsoft の最新 OS に対応していること。なお、最新 OS サポート終了に伴うバージョンアップ対応は、本契約に含めること。

- イ RDP システム接続した際に、庁内データを持出し用端末に保存できないこと。
- ウ RDP システムに接続した際に、庁内データを持出し用端末に接続されているプリンタで印刷できないこと。
- エ RDP システムに接続した際に、持出し用端末のデータを庁内 LAN 接続端末に保存できないこと。

③ 通信要件

RDP システムを導入するにあたり次の要件を満たすこと。

- ア 持出し用端末からは、RDP システムを経由して庁内 LAN 端末に RDP 接続できる仕組みとすること。
- イ 持出し用端末から RDP システムとの暗号化通信を確立できること。
- ウ RDP システムは国内サーバに設置されていること。
- エ 持出し用端末と庁内 LAN 端末を接続するための多要素認証サーバを設置する場合は、インターネット経由でアクセス可能な安全な環境に設置することとし、パスワード等はユーザにしか公開しないこと。
- オ RDP システムがインターネットに公開されている場合は、RDP システムをインストールした端末からのみ接続が可能であること。また、発注者のみが利用できる状態とすること。

④ ユーザ認証、多要素認証要件

持出し用端末から RDP システムを介して庁内 LAN 端末へ接続する際には、ID・パスワードによるユーザ認証に加え、ワンタイムパスワードによる認証が行えること。

⑤ 端末要件

- ア 庁内 LAN 接続端末及び持出し用端末において、RDP システム利用に必要なアプリケーションがある場合、インストールを行うこと。
- イ 庁内 LAN 接続端末及び持出し用端末は、画面サイズ 13 インチ以上 14 インチ以下とし、質量が 1,500 g 以下であること。
- ウ 庁内 LAN 接続端末及び持出し用端末のスペックは、OS : Windows11、CPU : Core5i 以上、メモリ 16GB 以上搭載のこと。また、庁内 LAN 接続端末においては、有線 LAN ポートを搭載すること。
- エ インターネット回線は、eSIM、nanoSIM、モバイルルーター、または USB ドングルを用いたモバイル通信（LTE 等）とすること。
- オ モバイル回線について、月 50GB または同等の通信量を提供すること。

カ 庁内 LAN 接続端末 2 台、持出し用端末 2 台、計 4 台準備すること。

	庁内 LAN 用	持出し用	総計
端末	2 台	2 台	4 台

キ 庁内 LAN 接続端末及び持出し用端末には、MDM ソフトウェアを導入すること。

MDM ソフトウェアは、次の機能を有すること。

- ・遠隔から対象端末のロックが可能であること。
- ・遠隔から対象端末の初期化又はデータ消去が可能であること。

ク 庁内 LAN 接続端末及び持出し用端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入すること。

ウイルス対策ソフトウェアは、次の要件を満たすこと。

- ・業務利用を前提とした製品であり、導入対象端末数に応じたライセンス又は利用権を有すること。
- ・定義ファイル等の自動更新が可能であること。
- ・リアルタイム保護（常時監視）及び手動又はスケジュールによるスキャンが可能であること。
- ・検出時の隔離・駆除等の対処が可能であり、管理者が状況を把握できるログ取得又は管理機能を有すること。

(3) 運用要件

① RDP システム運用要件

- ア ユーザからの操作方法に関する問い合わせについて、適切な対応を実施すること。
- イ 受注者は、パスワードリセットを含むユーザ情報変更の要求に対して、適切に対応すること。

(4) 保守要件

① RDP システム要件

- ア 障害発生時における不良個所の切り分けを行い、システム・ハードウェア対応・ソフトウェア対応・ネットワーク回線対応等適切に実施すること。なお、解決にあたり既存システム等保守事業者の協力が必要な場合は、委託者に連絡すること。
- イ 予定されたメンテナンス等でサービス停止がある場合、1 週間前までに委託者へ事前に連絡すること。なお、緊急メンテナンスの場合は、速やかに発注者へ連絡すること。

② 庁内 LAN 接続端末及び持ち出し用端末保守要件

- ア 障害発生時における不良個所の切り分けを行い、適切に実施すること。

なお、解決にあたり既存システム等保守事業者の協力が必要な場合は、委託者に連絡すること。

- イ メーカーによる修理対応が必要な場合は、発注者からメーカーに送付する。メーカーへの発送費用は受注者の負担とする。
- ウ メーカーから返却された修理済み端末は発注者が直接受領し、キッティングを行う。

③ 操作マニュアル要件

- ア ユーザ向けに次のとおり操作マニュアルを作成すること。
 - ・RDP システムを利用する方法（持出し用端末の操作、モバイル回線の利用等を含む）
 - ・その他必要な事項
- イ アについて、専門的な知識がなく実際に操作をしなくても理解できるようにわかりやすく記述すること。

(5) RDP システムセキュリティ要件

① セキュリティ要件

RDP システムについて、既知の脆弱性が存在しないこと。また、既知の攻撃手法に対して脆弱な設定が行われていないことを確認すること。

② インシデント対応要件

- ア 発注者の指示にもとづき、必要に応じてシステム保守業者やハードウェア保守業者と連携し、インシデントに対応するとともに、その対応結果について発注者に報告すること。
- イ なお、発注者への報告は書面によるものとし、記録は一元的に保管及び管理すること。

③ 信頼性要件

- 障害発生からの復旧は以下を目標として、手順又は機能を設計すること。
 - ア 目標復旧レベルは、RDP 機能を使える状態とすること。
 - イ 目標復旧時点は、障害検知から3営業日以内とすること。

第7条 成果品

(1) 構築期間

構築期間は契約締結日から令和8年4月末までとする。

- ア ハードウェア一式
- イ ソフトウェア一式
- ウ ライセンス一式
- エ 操作マニュアル（ユーザ向け）

- (2) 成果品の作成方法
- ア 日本語で表記すること（製品名などで英語表記が必要なものは除く。）。
 - イ 成果物は全て電子ファイルで1部納入すること。
 - ウ 電子ファイルの納入は、DVD-R 又は発注者が承認したクラウド共有サービスによるものとする。
 - エ 文書データは、Microsoft Word、Excel、Power Point で扱える形式及び Adobe Reader で読み込み可能な PDF ファイルの2形式で収録すること。
ただし、発注者が PDF ファイルのみでよいと認めたものは、PDF ファイルのみを納品するものとする。
- (3) 成果品の改訂
- 賃貸借期間中、成果物の内容に変更が生じた際には、その都度改訂し納品すること。また最新版の管理を行い、発注者と共有すること。
- (4) 納入場所
- 熊本市都市建設局土木部道路保全課、
北区役所区民部北区土木センター維持課及び
西区役所区民部西区土木センター維持課
- (5) 受入検査
- 受注者は、構築完了時に成果物を提出するとともに発注者の検査を受け、これらの検査の日程、内容、方法等については、発注者より指示する。
なお、検査不合格のものは遅延なく補修し、再検査を受けなければならない。
検査に合格したとき受け渡し（納品）が完了したものとする。

第8条 賃貸借料の支払い

賃貸借料は別紙支払い内訳書のとおり支払うものとする。

第9条 その他

- ア 本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、書面による確認するものとする。
- イ 作業に要する設備、器材、事務用品等は、受注者側が費用負担のうえ用意すること。
- ウ 業務の履行以外の目的で公共施設等の不適切な利用を行わないこと。
- エ 受注者は、本契約の実施において、発注者が特に指示した場合を除き、全て日本語で対応すること。

(別紙) 支払内訳書	
期	支払額(円)
第1期 (R8.4~6月)	年額の4分の1
第2期 (R8.7~9月)	//
第3期 (R8.10~12月)	//
第4期 (R9.1~3月)	//
第5期 (R9.4~6月)	//
第6期 (R9.7~9月)	//
第7期 (R9.10~12月)	//
第8期 (R10.1~3月)	//
第9期 (R10.4~6月)	//
第10期 (R10.7~9月)	//
第11期 (R10.10~12月)	//
第12期 (R11.1~3月)	//
第13期 (R11.4~6月)	//
第14期 (R11.7~9月)	//
第15期 (R11.10~12月)	//
第16期 (R12.1~3月)	//
第17期 (R12.4~6月)	//
第18期 (R12.7~9月)	//
第19期 (R12.10~12月)	//
第20期 (R13.1~3月)	//
計	